国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 理事(経営・企画担当) (3)~(11) (略) (12) 次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者 1 J (新設) (13) 総務課長 (14) 施設整備課長 (15) (略) (2 (略)	本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 理事(総務・経営企画担当) (3)~(11) (略)	
別表	別表	
小委員 委員構成 所掌事項	小委員 委員構成 所掌事項 会名称	
 ・第3条第1項第3号、第4 ・放射線 号又は第5号の委員 1人 安全 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人 会 ・各事業所の放射線取扱主任者 2人 	・第3条第1項第3号、第4 ・放射線障害の防止、 放射線 号又は第5号の委員 1人 放射線施設等の調査・ 安全 ・同項第6号の委員 点検に関すること。 小委員 ・放射線研究室長 2人 ・その他必要な事項 会 ・各事業所の放射線取扱主任者 2人	

	女はピカー サラ始と四仕		11		友地区の一 りっ始中四十	
	・各地区のエックス線装置使				・各地区のエックス線装置使	
	用責任者代表 2人				用責任者代表 2人	
	・その他小委員会が必要と認				・その他小委員会が必要と認	
	めた者				めた者	
	・安全主任者 4人	・遺伝子組換え生物実			・安全主任者 4人	・遺伝子組換え生物実
	・病原体取扱主任者 1人	験の安全管理に関する			・病原体取扱主任者 1人	験の安全管理に関する
	・各部局長が指名した、植	こと。			・各部局長が指名した、植	こと。
	物、動物又は微生物の実験に	・監視伝染病病原体の			物、動物又は微生物の実験に	・監視伝染病病原体の
	関係ある教員 3人	安全管理に関するこ			関係ある教員 3人	安全管理に関するこ
	・委員長が指名した、法令及	と。			・委員長が指名した、法令及	と。
	び特定生物に関する規程につ	バイオハザードの防			び特定生物に関する規程につ	バイオハザードの防
特定生	いて優れた識見を有する学外	止に関すること。		特定生	いて優れた識見を有する学外	止に関すること。
物安全	委員 1人	・微生物実験の適合性		物安全	委員 1人	・微生物実験の適合性
管理小	・その他小委員会が必要と認	に関すること。			・その他小委員会が必要と認	に関すること。
委員会	めた者	・健康管理及び事故発		委員会	めた者	・健康管理及び事故発
		生時の措置、防止の改				生時の措置、防止の改
		善策、助言勧告等に関				善策、助言勧告等に関
		すること。				すること。
		・外来生物の飼育及び				・外来生物の飼育及び
		実験に関すること。				実験に関すること。
		・その他の安全確保に				・その他の安全確保に
		関する必要な事項				関する必要な事項
	・第3条第1項第1号の委員	・温室効果ガスの排出			・第3条第1項第1号の委員	・温室効果ガスの排出
温室効		量の削減に向けた取組		温室効		量の削減に向けた取組
果ガス	第3条第1項第2号の委員	の企画及び立案に関す		果ガス	・第3条第1項第2号の委員	の企画及び立案に関す
対策小	第3条第1項第3号の委員	ること		対策小	・第3条第1項第3号の委員	ること
委員会	・環境安全管理センター副セ	・地球温暖化対策計画		委員会	・環境安全管理センター副セ	・地球温暖化対策計画
	ンター長	の策定に関すること			ンター長	の策定に関すること

• 府中地区総括管理者、小金	•
井地区総括管理者 各1人	量
・工学府・工学部環境・安全	T)
衛生委員会委員長及び農学	•
府・農学部財務・環境委員会	T)
委員長	•
· 次長 3人	
・総務課長、財務課長及び施	
設整備課長	

• 府中地区事務部事務長及び

小金井地区事務部事務長

1 人

る者

• 環境安全管理室専門職員

• その他委員会が必要と認め

- 温室効果ガスの排出 量の削減に向けた取組 り検証に関すること
- 地球温暖化対策報告 の作成に関すること
- その他必要な事項

- |井地区総括管理者 各1人 |量の削減に向けた取組 ・工学府・工学部環境・安全の検証に関すること 衛生委員会委員長及び農学 府・農学部財務・環境委員会の作成に関すること 委員長
- ・学務部長、研究・財務戦略 部長及び総務・経営企画部長 ·研究·財務戦略部財務課 長、研究・財務戦略部施設整 備課長及び総務・経営企画部 総務課長
- 府中地区事務部事務部長及 び小金井地区事務部事務部長
- 環境安全管理室専門職員
- 1人
- その他委員会が必要と認め る者

- ・府中地区総括管理者、小金・温室効果ガスの排出
 - 地球温暖化対策報告
 - ・その他必要な事項

附 則(令和3年4月1日規程第15号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。